

公益財団法人 東華教育文化交流財団

私費訪中留学生奨学金 2022年度奨学生募集要項

公益財団法人東華教育文化交流財団は、中国の大学又は大学院（研究生院）に在（入）学する私費訪中留学生の中から、奨学生を下記のとおり募集します。

【一、応募資格】

2022年9月1日時点で、中国（台湾、香港、マカオを含む。）の大学本科3年生以上又は大学院（研究生院）に在（入）学する私費訪中留学生で、留学生活上経済的援助を必要とすると認められ、学力優秀で身体健康な者。

【二、奨学金】

月額3万円を1年間支給する。（月額5万円を超える他の奨学金との併給不可）

【三、支給期間】

2022年9月度から2023年8月度までの1年以内。但し、選考審査委員会が推薦し理事会の承認を得た者には、通算2年を越えない範囲で継続支給する。

【四、応募方法】

応募する留学生本人が次の書類を角形2号封筒（240mm×332mm 前後の封筒）に入れ、直接郵送すること。書類の到着確認が必要な場合は、レターパックや特定記録郵便、EMS等を使用すること。（提出された書類は一切返却できません。）

1、願書（各項をみれなく記入すること。年齢、学籍、学年は申請時のものではなく、2022年9月1日時点のものを記入すること。）

- ① 写真は、裏に姓名を記入したものを指定の場所に貼付すること。
- ② 研究テーマのみを（学部生においては、学習したい項目を簡潔に）記載し、詳細については研究計画書に記載すること。
- ③ 課程等について「博士課程前期」「専門職学位課程」は、「修士」を選択すること。

2、推薦書（日本又は中国の指導教官等によるもの。必ず直筆で署名してもらうこと。日本語以外の言語で記載されている場合には、日本語訳を添付し、訳文には翻訳者が署名すること。翻訳者は申請者本人でも差し支えない。）

3、質問書

4、研究計画書（日本語で作成すること。）

次の内容をA4サイズ用の紙1枚程度（本文は手書き不可。両面印刷不可。文字の大きさ10.5p以上、上下左右の余白20mm以上）にまとめて、パソコン等からプ

リントアウトしたもの。研究計画書の右上に必ず姓名を自署すること。

- ① 研究動機・背景、研究目的・意義、研究方法、研究成果、論文発表・研究実績など（論文の共著者がいる場合には、著者名をすべて論文に記載されている順に記入し、本人の姓名には下線を引くこと。）

学部生においては、なぜ、その項目内容を学習したいと思ったのかを記述。

- ② 将来（卒業までと卒業後）の計画

5、次の①又は②のいずれか 1通

- ① 申請日時点で、大学・大学院（研究生院）に在学している者：在学証明書（中国語版のみ）

- ② 本年9月から大学院に入学予定の者：入学許可書（合格通知書）のコピー

6、成績証明書（直近のもの、博士課程等の学生で成績証明書が提出できない場合は、前課程のもの。コピー可）日本語版又は中国語版のものに限る。

7、戸籍謄本又は住民票（世帯全員）の写し（発行日より3ヶ月以内。住民票の写しについては、「続柄」が記載されており、個人番号の記載がないもの。外国籍の者については「国籍・地域」、「在留資格等」及び「在留カード等の番号」の記載があるもの。）

8、返信用の長形3号定型封筒（120mm×235mm前後の封筒。姓名、住所、郵便番号を記入し84円切手を貼付したもの。なお、海外への返信を希望する場合は90円分の切手を貼付すること。ただし、海外在住等により切手の入手が困難な場合は、添付不要。）

* 1～3の書類は規定の用紙ですので、下記当財団HPからダウンロードしてお使いください。ダウンロードできない場合は、姓名・住所・電話番号を明記の上、郵便、FAXまたは電子メールにて当財団まで請求してください。

*近年、書類の不備が大変多くなっています。その場合、申請の受理ができないことがありますので、送付前に上記8点の書類に不備はないか必ず確認してください。

【五、募集期間】

上記の書類（【四】1～8）を2022年6月1日から同月15日までに下記【十二】に郵送すること。（郵送に限ります。6月15日必着）

【六、採用の可否通知】

提出された書類を選考審査委員会にはかり、理事会の承認を得て、奨学生採用の可否を2022年7月末日までに応募者本人に通知する。

（電話などでの“採否”のお問い合わせには応じられません。）

【七、奨学金の支給休止（又は停止）】

次の場合、奨学金の支給を休止（又は停止）する。

- 1、傷病等により休学する場合
- 2、奨学生の適性を欠くと認めた場合
- 3、奨学金給与規程に違反しているおそれがある場合（事実関係が確認されるまでの間）

【八、奨学金の支給打ち切り】

次の場合、奨学金の支給を打ち切る。

- 1、願書の記載事項に虚偽が判明したとき
- 2、奨学金給与規程に違反したとき
- 3、傷病等のために就学の見込みを失ったとき
- 4、学業成績または性行が著しく不良となったとき
- 5、休学の事由が不相当となったとき
- 6、退学したとき
- 7、その他、奨学生としての受給資格を失ったとき

【九、転学】

奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められる場合を除き、奨学金の受給を辞退したものとみなす。

【十、奨学金の返納】

奨学金の支給後において、上記【七】又は【八】の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

【十一、報告書の提出】

奨学生は翌2023年6月下旬までに、過去1年間に研究（学習）したこと及び留学生活の状況などについて報告書を提出すること。

【十二、願書等の申請書類の送付先および問合せ先】

公益財団法人 東華教育文化交流財団

〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目2番12号

TEL 03-3571-7613 FAX 03-3572-5943

URL: <http://www.donghua.or.jp> E-mail: info@donghua.or.jp